

第3章

連携と校内の体制づくり

この章では、通級指導教室を運営する上で、また、通級による指導の効果を高めるために必要となる関係機関との連携や校内の体制づくりについて説明しています。

保護者や校内の職員とどのように関わればよいか、また、市町村教育委員会や医療、保健、福祉、労働等の関係機関とどのように連携していけばよいか、そして校内の体制をどのように整備していけばよいかを記載しました。

第3章 連携と校内の体制づくり

1 関係者及び関係機関との連携

(1) 保護者との連携 ～合意形成を大切に～

子ども一人一人の障がいの状態や発達段階等に即した指導を行うためには、保護者との連携は不可欠です。連携は通級担当にとって指導の方向を確認したり、見直したりする機会となります。保護者にとっても今後の見通しをもつことができ、心理的な安定にもつながります。また、連携を行っていく際に何を大切にしていけば、その時々の子どもの状態や状況、時期に応じて変わります。

① 教育相談時の連携

保護者と通級担当との出会いの場となります。保護者は相談を申し込んでから不安な気持ちでいっぱいのはずです。相談日をできるだけ早く決定し、相談場所や学校への行き方など丁寧に説明します。

相談では、まず通級指導教室がどんなところか知ってもらい、安心して子どものことを相談できるような環境づくりや雰囲気づくりを大切にしましょう。そして、保護者から、以下のような情報の聞き取りをしていきます。

確認事項 聞き取り（ことばの教室，LD等通級指導教室）

- ・保護者の心配や願い
- ・発達過程（生育歴，ことばの出始め，歩き始め 等）
- ・これまでの経緯（相談歴，教育歴 等）
- ・家庭環境（家族構成，家での様子，子どもの課題に対する反応 等）
- ・学校や保育園での様子 等



次に、行動観察や検査等を通して、通級担当は子どもの実態を把握し、その子の状態の把握に努めます。その結果を保護者に伝え、今後の見通しや方向について提案し、保護者の考えを聞きます。ケースが通級対象である場合は、通級の説明や手続き、今後の指導の方向を伝え、合意形成を図っていきます。

状態把握のポイント・検査内容（ことばの教室，LD等通級指導教室）

- ・行動観察（発音の状況，認知特性，不注意，多動性，衝動性 等）
- ・コミュニケーション（話し方，話の内容，話す態度）
- ・きこえ ・本人の困難さ 等
- ・検査の実施（構音検査，聴力検査，吃音検査，ITPA，絵画語彙検査
WISC-IV，K-ABC II，DN-CAS
フロスティッグ視知覚発達検査 等）

今後の方向の提示（例）

今後の手立ての検討及び決定

- (1) 通級による指導→通級手続き
- (2) 相談継続（学級内での配慮）または相談終了
- (3) 学級内での配慮（日常的な働き掛けが有効となるもの）
- (4) 他機関を紹介

② 指導中の連携

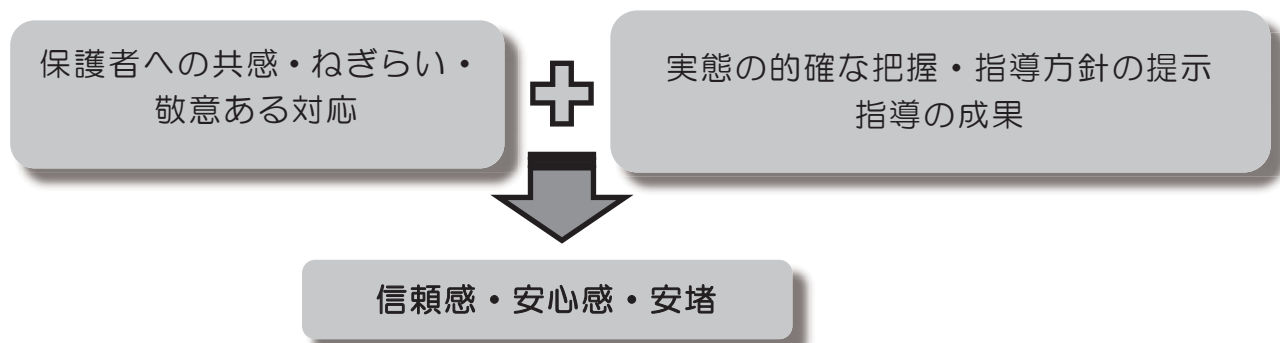
ア 連絡帳の活用，面談，送迎時や参観時での連絡

学校での様子を含め，家庭での様子を確認したり，情報交換をしたりする中で，より具体的な指導や支援内容の手立てが明確になり，保護者との合意形成の具現化を目指します。保護者との連絡では以下のような内容を伝えます。

- ・指導の目的や内容，子どもの様子
- ・家庭で気を付けることなどのアドバイス
- ・保護者と学級担任、通級担当が連携を図るための連絡調整

イ 保護者への情報提供（親の会の紹介，交流会の開催，パンフレットの紹介，研修会の紹介等）

保護者が必要な支援やサービスを受けやすいように各連携先を紹介します。



③ 通級終了時の連携

ア 保護者との連携について

主訴が改善または軽減され、保護者や在籍校とも合意が得られたときに終了となります。保護者に終了目標に到達したことや今後の方針や手続き等を伝えます。保護者の気持ちや考えを丁寧に聞きながら、以下の点を伝えていくことが大切です。

- ・改善や軽減の様子
- ・子どもの行動の変化
- ・今後，気を付けていきたいこと 等

イ 在籍校との連携について

・今後の指導・支援について，必要な場合は在籍校での通級終了に当たっての支援会議に保護者が参加します。

④ 進学時

ア 進学先との連携

最終学年の子どもの場合は、進学先との連携が必要です。保護者にとっては、子どもが新たな場で学校生活をスムーズに送ることができるかが大きな不安です。通級担当としては、生活面や学習面での配慮事項やこれまでの指導の経過などを基に、進学先との連携を継続的に行っていきます。

- ・子どもと保護者に、連携に関する意向を確かめる。
- ・進学先が知りたい内容について把握する。
- ・進学先に伝える内容について話し合う。

イ 関係機関との連携

障がいの種別や受け入れ側の体制によって、中学校では担当による支援は受けられないことが多いため、他機関の紹介や連携を行います。

コラム2

保護者の方へ（ことばの教室）

～子どもへの接し方のポイント～

ことばの問題は、気付きやすく、気になることではありますが、まずは子どもの全体的な発達に目を向けましょう。

その上で、以下の点に気を付けて子どもと接してみましょう。

ア 言語面

- ・家庭で発音の誤りを指摘しないようにしましょう。
- ・あかちゃんことばではなく、正しい発音で語り掛けましょう。
- ・言い直しの強要はやめましょう。
- ・ゆっくり話をよく聞いてあげましょう。
- ・正しい日本語で豊かなことば掛けをしましょう。
- ・おしゃべりすることは楽しいと思えることが大切です。

イ 社会性・情緒面

- ・落ち着いた気持ちでコミュニケーションを取りましょう。
- ・本人が言おうとしたことばを先に言わないようにしましょう。

ウ 気を付けること

- ・ことばそのものよりも、子どもの言いたいことや話そうとする気持ちに注意を向けましょう。
- ・ことばに注目しすぎたり、心配顔で接したりしないようにしましょう（子どもはショックを受けます）。



コラム3

保護者の方へ（LD等通級指導教室）

～子どもへの接し方のポイント～

ア 褒め上手になる

同じ場面でも、行動の後の対応によって行動の意味が違ってきます。褒めるというプラスの関わりによって、子どもとの関係もよくなり、自信にもつながります。

- ・よい行動をしたすぐ後に褒めるようにしましょう。
- ・子どもが分かる言葉や表現を使いましょう。
- ・子どもに合った褒め方をしましょう。
- ・何がよかったのかを具体的に伝えましょう。

※ よい結果が生じるとその行動が増えていきます。できなかったことも「次はがんばろう」と思える言い方で伝えることが大切です。

イ 環境を整える工夫

- ・事前に予定を示しておきましょう。
- ・指示やルールは視覚的に分かりやすく示しましょう。
- ・気になるものや苦手なものは取り除いておきましょう。
- ・本人が好きなものを取り入れるようにしましょう。

ウ 約束を上手に伝える工夫

- ・簡単ですぐに守れる約束から始めましょう。最初はもうできていることをあえて約束することもよいでしょう。
- ・約束を守れるように手助けしましょう。大人も一緒にやることが大切です。
- ・約束が守れたら褒めましょう。よいことがあると思えることが大切です。

エ まとめ

- ・「みんな」はどうかではなく、その子が「できていること」の確認から始めましょう。
- ・子どもがすることには意味があります。大人も一緒に行い、それを楽しみましょう。

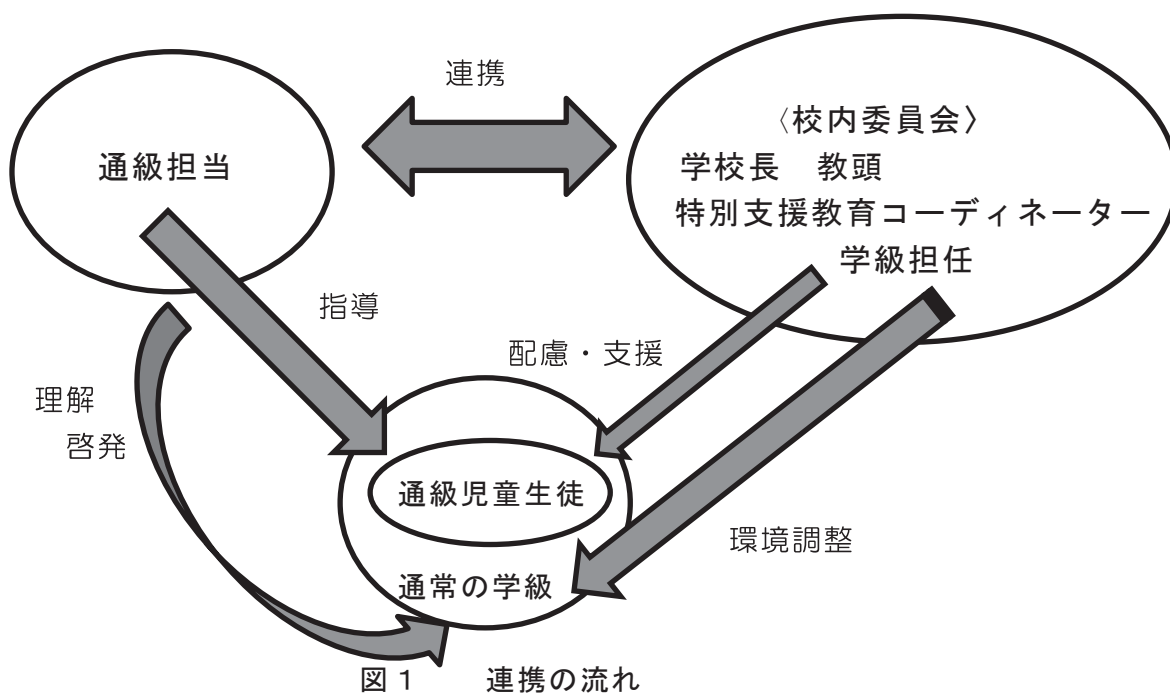
(2) 他校通級における在籍校との連携

在籍学級，在籍校との連携については、「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について」（平成25年10月4日付け，25文科初第756号通知）に次のように示されています。

通級による指導の実施に当たっては，通級による指導の担当教員が，児童生徒の在籍学級（他の学校で通級による指導を受ける場合にあつては，在学している学校の在籍学級）の担任教員との間で定期的な情報交換を行ったり，助言を行ったりする等，両者の連携協力が図られるよう十分に配慮すること。

自校通級と他校通級のどちらにおいても，通級担当が中心となって在籍校との連携を図ります。その場合，通級担当は学級担任に具体的な指導内容等を伝えます。また，在籍学級での様子や課題を担任から聞き取るなどして，共通理解を図ります。

さらに，学級担任だけでなく，在籍校の校内委員会で連携の核となる学校長や教頭，特別支援教育コーディネーターとも連携していくことが大切です。通級担当は，在籍校で児童生徒が安心して生活できるように，関わる児童生徒に理解をしてもらったり，通級を利用している児童生徒に対する配慮を全教員に共通理解してもらったりして，面で支えていける連携を図ります。



① 教育相談報告書等で児童生徒の課題や指導方針を伝える

教育相談で行った検査時の様子や構音障がい，吃音等の課題について，相談報告書等を活用して学級担任やその子に関わる教員に情報提供をします。その結果を基に，通級指導教室での指導方針を伝えます。

さらに，学級での様子や周りの児童生徒との関わり，困っていることについて情報を共有し，児童生徒の現状や指導上の留意点，在籍学級での配慮事項な

どを伝え、在籍学級での環境調整をしてもらいます。併せて通級の手続き（相談・通級・退級）や通級の仕方等を確認します。

② 学校訪問での定期的な連携

年度初めや指導開始時に合わせて、通級担当が在籍校を訪問します。学校訪問は通級指導教室での指導内容や児童生徒の指導について共通理解を図ることがねらいです。指導報告書を基に指導の経過や今後の課題等について共有します。

年度当初は、担任や特別支援教育コーディネーターなど、在籍校での担当が新しく替わることがあります。在籍校との関係を築くきっかけづくり、在籍学級での状況把握、対象の児童生徒についての情報交換も行います。その際に、年間行事計画を入手できるように、事前をお願いしておきましょう。

③ 個別の指導計画と指導報告書による連携

通級指導教室では、個別の指導計画を基に学級担任と連携して指導を行うことが大切です。学級担任が個別の教育支援計画を作成する際に、通級担当が助言するなど協力します。(p. 51～54 参照)

また、個別の指導計画を基に、定期的に指導報告書を作成し、在籍校に提出することも効果的です。主に指導目標内容、現在の様子、今後の課題について報告するとよいでしょう。

指導報告書の例

平成 年 月 日
年間指導経過報告書 ○小学校ことばの教室
指導のねらい
<div style="border: 1px solid black; height: 20px;"></div>
指導の経過・本児の様子
<div style="border: 1px solid black; height: 40px;"></div>
まとめ・今後の課題
<div style="border: 1px solid black; height: 20px;"></div>
指導要録の記載について
<div style="border: 1px solid black; height: 20px;"></div>

④ 連絡帳を活用した日常的な連携

日常的な連携において、連絡帳は手軽で有効なツールです。通級指導教室の指導内容を保護者や学級担任に書面で簡潔に伝えます。

保護者や担任もコメントを書けるので、それぞれが抱えている悩みについて共有し、通級担当からアドバイスをすることもできます。通級を利用している児童生徒が在籍学級で悩みや問題を抱えている場合には、解決のきっかけにもなることもあります。

連絡帳の例

ことばの教室 連絡カード								
月	日	曜日	時	次	月	日	曜日	時
学習内容				ことばの教室担当より				
				ご家庭より				
				学級担任の先生より				

⑤ 参観による連携・支援会議等への参加

授業参観をすることで、在籍学級での学習や集団参加の様子や態度等を捉えることができます。通級担当が学級で生かせる指導のポイントを示すこともできます。要請があれば、在籍校で行われる支援会議に参加することもあります。

(学級担任へのアドバイスは、p. 74 のコラム 5 を参照)

地域全体を支える連携

～情報の共有と指導力の向上（飯田下伊那地区の取組）～

飯田下伊那は広い地域に多くの小規模校があり、特別支援教育に対する取組に差が見られます。このような地域をカバーしていくためには、地域のLD等通級指導教室が共通した教室運営や利用システムをベースにしつつ、発達障がいのある児童生徒の理解や指導、保護者及び在籍校との連携など、指導力の共有と向上が必要となります。

そこで、飯田下伊那地区では、ほぼ毎週1回ほどLD等通級指導教室学年会という学習会を開催し、情報交換と指導力の向上に取り組んでいます。

通級指導教室の利用を希望する児童へのアセスメント、指導目標や指導方法については頻りに意見交換をしています。また、通級指導教室の利用を希望する児童の在籍学級での授業参観、通級指導教室での個別学習及びグループSSTの参

観も行い、指導に関わる情報交換と学習会を行っています。さらに、それぞれの担当の専門性を生かし、諸検査の実施、ケース会議への参加も行いました。今後は、通級担当合同でのグループSSTの実施も計画しています。

このような連携を基に、さらに、地元特別支援学校の教育相談係、自立活動担当者、就学相談係などとも定期的に情報交換をすることにより、より個に応じた支援が可能となったケースもあります。このような取組が、地域全体を支える連携体制の構築につながっていくと考えます。



(3) 市町村教育委員会との連携

他校通級では、通級指導教室へ近隣市町村の学校から通ってくる場合があります。通級指導教室が設置されている市町村内の学校から通ってくる場合は、普段から市町村教育委員会を中心に連携がとれていますが、近隣市町村の学校から受け入れる場合は、いくつかの点で確認を要する場合があります。以下に市町村間の連携の例を紹介します。

① A 町（在籍）⇒C 市（通級設置）

年度当初に幼稚園・保育所、小学校に通級指導教室のパンフレットを配布する。

- * 通級指導教室の位置付け
- * 通級指導教室での学習内容
- * 連絡先や手続きの方法

それを受けて、該当園児や児童がいる幼稚園・保育所、小学校が設置校に相談する。

② B 町（在籍）⇒C 市（通級設置）

在籍校が、特別支援学校の自立活動担当者へ教育相談を依頼し、通級指導教室を紹介される。

- * 在籍校から B 町教育委員会へ連絡
- * 在籍校から設置校へ教育相談依頼
- * B 町教育委員会と在籍校担当者が、通級指導教室を見学

通級担当が学級担任、特別支援教育コーディネーター、B 町教育委員会と懇談をする。

通級担当が授業参観，懇談（保護者や担任），W I S C 等諸検査実施などの対応をする。

⇒ 該当地域の教育支援委員会で、通級指導が望ましいという判断が出れば、その後、在籍校（ア）、当該教育委員会（イ）と設置校の教育委員会（ウ）間で通級依頼等の書面のやりとりがなされ、通級の開始となる。

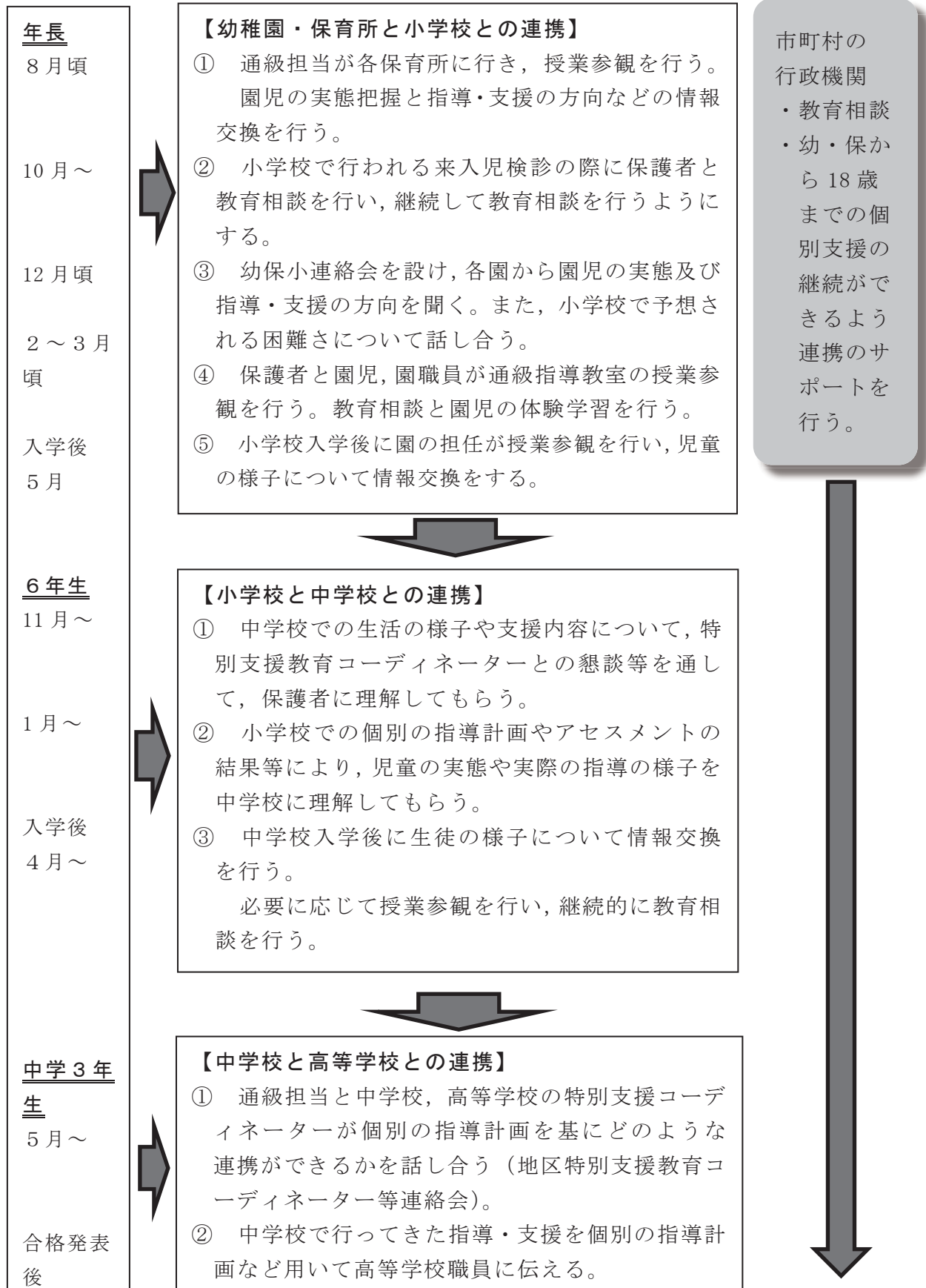
【例】

- * 通級による指導申込書（ア→イ→ウ）
- * 通級による指導許可書（ウ→ア・イ）
- * 通級による指導の教育課程編成届出書（ウ→ア，ア→イ）

全ての自治体が同様の手順を踏むわけではありません。各市町村教育委員会や在籍校、通級指導教室設置校の間で必要となる書類については、「通級による指導の手引」（文部科学省 編著）の 162 ページから 166 ページにも実施モデルが紹介されています。どの場合も、市町村教育委員会へ、こういった手続きを踏むべきか確認しながら相談を進めることが重要です。その他、近隣の市町村間で教材費や光熱費などの分担まで、規約として取り決めている地域もあります。

(4) 幼稚園・保育所，小学校，中学校，高等学校との連携

① 子どもの育ちを支える継続した指導・支援の連携



② 指導・支援をつなぐために

児童生徒の情報交換や相談を継続的に行っていくことが大切です。また、児童生徒の将来を見据えた長期的な指導・支援の計画を作成し、教育委員会などの行政機関とも連携を図りながら進めていくことが必要です。幼稚園・保育所と小学校、中学校、高等学校がそれぞれどのような教育を行っているかを理解し合うことが大切です。



(5) 医療、保健、福祉、労働等との連携

通級による指導を進めるに当たり、医療、保健、福祉、労働等との関係機関と連携することがとても重要になります。「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について」（平成 25 年 10 月 4 日付け、25 文科初第 756 号通知）では、通級による指導の対象となる児童生徒の障がいの判断について、次のように示されています。

障害の判断に当たっては、障害のある児童生徒に対する教育の経験のある教員等による観察・検査、専門医による診断等に基づき教育学、医学、心理学等の観点から総合的かつ慎重に行うこと。その際、通級による指導の特質に鑑み、個々の児童生徒について、通常の学級での適応性、通級による指導に要する適正な時間等を十分考慮すること。

また、この他にも定期的に医療機関に通っている児童生徒の場合は、保護者の了解を得た上で、担当医師と電話や F A X、手紙などで情報交換をしたり、支援会議で一緒に育ちや適応の状態について話し合ったりすることもあります。また、保護者に同行して医療機関や療育機関に出向き、医師や療法士等から直接、支援に有効な情報等を得られる場合があります。

① ソーシャルスキルの学習におけるスタッフ（保健師、臨床心理士）との連携の事例

A 市では、LD 等通級指導教室の授業に、市の職員である保健師や臨床心理士等がスタッフとして参加しています。授業の支援をしてもらったり、記録をとってもらったりすると同時に、専門性を生かして児童の様子を見て、よりよい支援の内容や指導法についてアドバイスをしてもらっています。

ア 臨床心理士による指導・支援へのアドバイス

小学4年のジュンヤさんは、市の臨床心理士に検査を受けました。その検査より「視覚的な支援が有効で聴覚からの刺激に弱い。ワーキングメモリーも低い」と報告がありました。しばらく落ち着いていたものの、3か月くらいたったところから1人でしゃべりだすことが多くなったジュンヤさんを見て、臨床心理士の方から「再度、視覚的なものを使って、授業の始めにルール確認をしましょう。忘れてしまっているかもしれません。教師の指示も、短くはっきり言うように心掛けてみましょう」とのアドバイスがありました。

次のソーシャルスキルの学習の時間、アドバイスを受けて行ってみると、いつもより落ち着き、また、ルールの紙を示すと自分で気を付けているようでした。一度身に付いたと思っても忘れてしまっていたことや視覚的な支援が有効なことを再度確認できました。

イ 保健師による専門的なアドバイス

小学6年のマサヨさんは、友だちとコミュニケーションをうまく取れずにトラブルになってしまうことがあり、ソーシャルスキルの学習を受けることになりました。真面目に授業に取り組む反面、いつも無表情なのが気になりました。

7月に医療にかかり、統合失調症との診断を受けました。いつもは無表情のマサヨさんですが、ロールプレイを体験した時、急に手振り等も付け表情豊かになりました。その様子を見ていたスタッフの保健師から「『統合失調症』の場合、ロールプレイなどで幻覚・妄想状態になることがあり、その時は、ソーシャルスキルの学習でのコミュニケーションスキルが入らないと医師に聞いたことがあります。様子を見ていきましょう」と、アドバイスをもらいました。その後、場面設定に気をつけてマサヨさんが妄想状態でないことを確かめながら授業を進めました。

② 支援のチームとして福祉・医療との連携の事例（B市の事例）

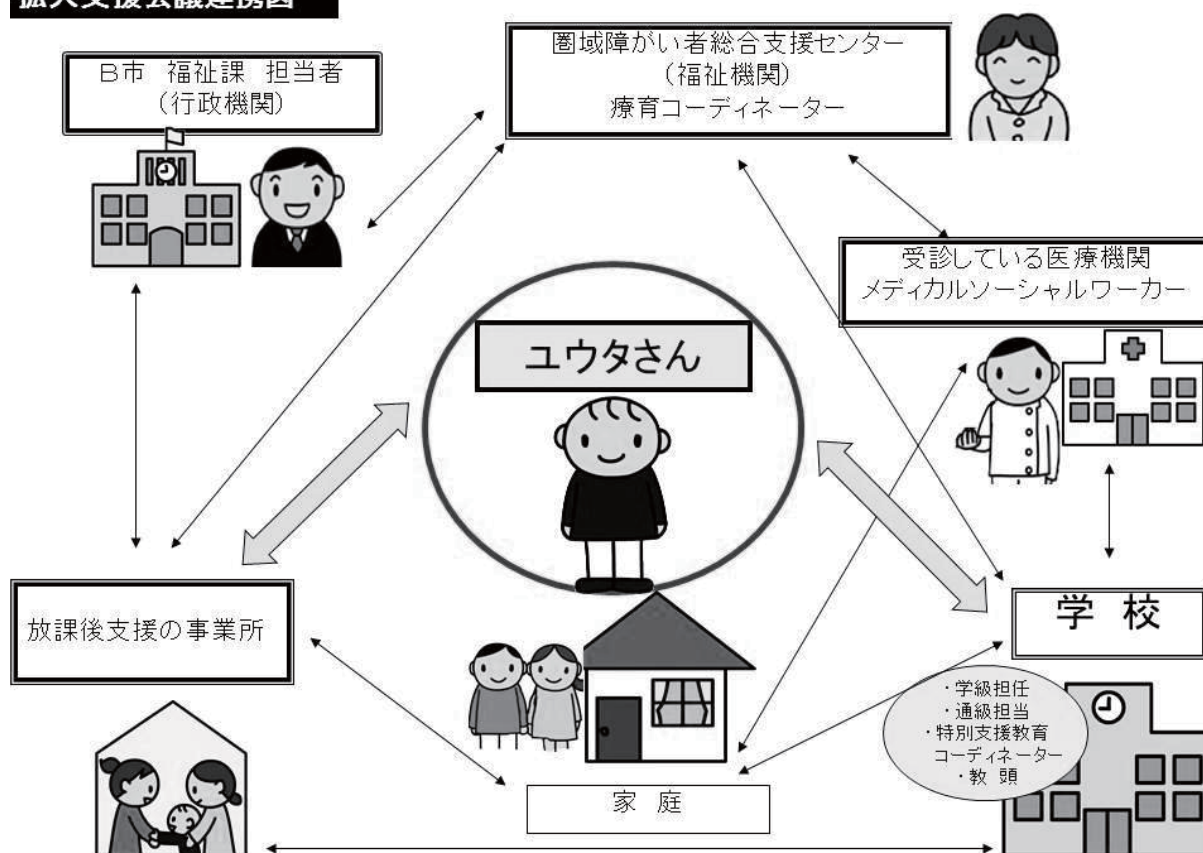
ア 多くの関係機関が集まったの拡大支援会議

小学3年生のユウタさんは、クラスの友だちとのトラブルが多く、手足が出てしまったり、暴言と取られる言葉を言ってしまうことから、LD等通級指導教室で指導を受け始めました。ユウタさんの言動は、特に学童保育で顕著になっていました。校内支援会議では、まずICFの表で整理をし、環境調整を図ることになりました。その後で拡大支援会議を行い、次ページの図のような関係者が集まりました。その中で、ユウタさんの特性を理解し、特性に合わせた放課後支援が可能となる事業所（少人数制で活動内容が明確になっている）を使う同意が得られました。

福祉支援サービスのプランを立ててもらい、放課後支援が始まりました。ユウタさんの様子についての情報交換は、支援チームによる拡大支援会議で定期的に行い、支援者間で共通理解をしていくことができました。

通級による指導でのソーシャルスキルの学習の内容を伝えると、学校では担任が、放課後支援では担当者が、家庭では母親が、内容を理解しての関わりやフィードバックをしてくれるようになり、学習したことが生かされやすい環境になりました。ユウタさんは、より望ましい行動を選択し、そのことに喜びを感じられるようになっていきました。母親は、ユウタさんの得意なことやよさを生かそうと、サポートする様子も見られるようになっていきました。ユウタさんの不適切な言動はぐっと減り、本人のよさが発揮できる場面が増えました。

拡大支援会議連携図



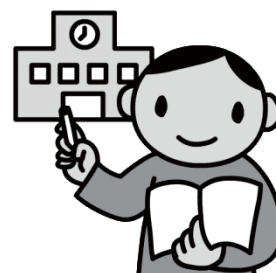
児童を支える連携支援チームができると、定期的にそれぞれの役割での支援の見返し（評価）と、次の課題の決め出しをすることができます。

2 校内の体制づくり

(1) 校内体制や校務分掌上の配慮

通級担当は、外部機関との連携、在籍校に出向いての参観、教育相談、支援会議への参加、他校通級に対応して放課後の時間帯で授業を行うなどの業務があります。特別支援教育コーディネーターを兼務することもあります。そのため、担当教員が動きやすく、役割が発揮できるような校内体制や校務分掌にしておくことが大切です。校務分掌は、これらの仕事とタイアップして、例えば、校内教育支援委員会の係、研修係、どの子も分かる授業改善につながる係、行事での視覚支援係などを受け持つことで、子どもの実態把握が実際の支援につながっていきやすくなります。

校内体制については、放課後以降の授業もあることから、学校長と相談しながら無理のない受持ち授業時間数を考えていく必要があります。また、通級での授業時間を優先するために、児童会やクラブの担当にならないなどの配慮をしている学校もあります。設置校の学校規模や教職員配置数と、担当している通級指導児童生徒人数とのバランスで、校内支援体制として持ち時間数を調整していく必要があります。校内の他の教職員と動きが異なる場合があるので、校内の教職員にも仕事の内容を理解してもらうことがとても重要になります。



【通級指導教室担当 A 先生のある一日】

朝	1校時	2校時	3校時	4校時	給食 掃除	5校時	6校時	7校時	8校時
他校へ巡回指導			記録 まとめ	自校 授業	校内 支援	自校 授業	自校 授業	他校 授業	他校 授業

朝	1校時	2校時	3校時	4校時	給食 掃除	5校時	6校時	7校時	8校時
勤務の割り 振り	授業の 準備	自校 授業	自校 授業	校内 支援	自校 授業	自校 授業	他校児童の学校で 支援会議に参加		

(第2章2 通級指導教室の運営 p. 24～34 参照)

(2) 在籍学級との関わり

① 個別の指導計画の作成と活用

学級担任との連携において中心となる資料は個別の指導計画です。学級担任が個別の指導計画を作成する際には、通級担当が特別支援教育の観点から助言するなどして協力します。それぞれの個別の指導計画を作成する場合は、共通の指導方針の下、重点的に指導する内容を分担したり、内容の関連を図ったりします。(p. 51～54 参照)

※ 個別の指導計画の形式等については p. 127～129 参照

② 通級指導教室での学習の様子の情報交換

日常的な情報交換については連絡帳を活用して行います。年間の指導経過については、指導報告書にて情報を伝えます。

※ 連絡帳、指導報告書の具体例は p. 65 参照

子どもの思いを大切に、学級担任とことばの教室担当で連携して支援しましょう

在籍学級への願い

「授業で発言したいな」
「友だちとたくさんおしゃべりたいな」
「話し方や発音でからかわないでほしいな」
「正しく話したいな」
「詰まらずに話したいな」
「最後まで聴いてほしいな」
「吃音のことを分かってほしいな」

ことばの教室への願い

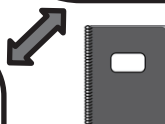
「上手に話したいからどうしたらいいか教えてほしいな」
「先生と思いきり遊びたいな」
「いろんな事を話したいな」
「聴いてもらいたいな」

ことばの
教室担当

- 正しい発音や楽な話し方ができるように練習を進めていくよ。
- 吃音について学習したり練習したり話す場面の対策を立てるよ。
- たくさん話を聴くよ。
- あなた主体で遊びや活動をするよ。
- 学級で気を付けてもらいたいことは担任の先生に丁寧に伝えるよ。



「みんなが安心して話ができる学級にしよう」
「Aさんが言えない気持ちは伝えていこう」
「通級で学んだことをクラスでも発揮できるように支援しよう」
「何か変わった様子があったらことばの教室の先生に伝えよう」
「他のクラスや学校の先生にAさんのことを伝えておこう」
「子どもたちの見本になる話し方をしよう」



連絡帳を活用しましょう
学級の様子 困っていそうなこと

↑ ↓
ことばの教室の様子

担任の先生や友だちに伝えてほしいこと

コラム5

学級担任の先生方へ

《通級を利用している児童が在籍していたら・・・》

- 児童の障がいの様子について通級担当と情報交換をしましょう。(多くの場合連絡ノートやカードが使われています。もちろん電話やFAXも可能です)
- 児童の障がいについて理解してから指導に当たりにしましょう。
- 通級の日時を確認し、児童への励ましのことばを添えて送り出しましょう。
- 通級の時間にできなかった教科等の学習は別の時間に個別に対応をしましょう。
※ 通級に関わる時間は欠席・早退扱いにはなりません。
- 障がいの状態によりクラスで必要な配慮をしましょう。
- 本人が拒否しないことは他の児童と同じように接するようにしましょう。

《構音障がいの児童には・・・》

- 練習している音について指摘はせずに話を聴くようにしましょう。
- 言い直しはさせずに、意識的に正しい音を聴かせるような声を掛けましょう。
- 構音障がいへのからかいがないようにクラスへの指導をしましょう。
- 発表などは本人と相談して内容や発表形態など事前に見通しがもてるようにしましょう。

《吃音の児童には・・・》

- 吃音の症状よりも内容に耳を傾けるようにしましょう。
- 吃音へのからかいや指摘、笑われることなどが絶対ないようにしましょう。
- クラスの児童への吃音についての説明が必要な場合は、本人や通級担当に相談しましょう。
- 音読の方法や、発表、発言の必要なときはまず本人にどうするか相談をしましょう。無理にさせないようにしましょう。
- 学年や全校、他の職員への理解を進めていきましょう。
※ 吃音の知識や理解の話は通級担当が行うことも可能です。連絡をとって進めましょう。

《その他の児童には・・・》

- 個々に必要な対応をお願いします。対応についての不明な点は、通級担当にいつでも相談しましょう。
- 話し方について、児童の見本になるような声量やスピードを心掛けましょう。

(3) 通常の学級及び特別支援学級との関わり

通級担当は、校内からの教育相談を受けることが多々あります。相談を受けた後、現在の教育環境で行える支援について助言を行う場合もあれば、市町村教育支援委員会に相談をつなげていく場合もあります。

① 通常の学級との関わり

「文字の形がなかなか整わない」「九九が覚えられない」「友だちとのトラブルが絶えない」など、通常の学級の担任からの相談は非常に多いです。授業参観をするなどして、対象児童生徒の様子を把握しながら、支援を考えていきます。

【現在の学級で行える支援を伝えた例】

【通常の学級の担任】より

- * 体の動きがぎこちなく、連続ジャンプができない。
- * 字形が整わない。書く時間も掛かる。
- * 発表場面で意見をまとめきれず、発言が止まってしまう。
- * 保護者が宿題の支援で苦勞している。



【授業参観】をしてみると

- * 板書に時間が掛かっている。
- * 字形を整えることが難しそう。
- * 休み時間に、友だちとの大縄遊びで困っている様子。

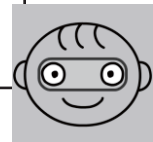
【保護者との懇談】を実施

- * 本人の困難さを共通理解する。
- * 教室や家庭でできる支援を確認。
- * 本人を周囲の大人がより深く理解するために、諸検査の実施を承諾してもらう。

- * 連絡帳は、近くで書けるように専用席を設ける。
- * 漢字練習に丁寧に書くゾーンと、書くだけでよいゾーンを設け、本人の負担を減らす。
- * 書く内容の写しをノートのすぐ横に置く。

- * WISC 検査
- * 視覚認知検査

視覚認知に困難さがあると分かったので、上記の支援を継続することと、家庭でのビジョントレーニングの追加をお願いしました。



3ヶ月後には書くことへの意欲が増し、授業中の書き取りも早くなってきました。宿題にも自分から進んで取り組み、生活全般的に書くことへの抵抗感が減りました。

その他にも、様々な連携の仕方があります。

- * 諸検査の実施と結果を踏まえての懇談・相談
- * 教室や家庭での学習方法の提案（漢字練習や音読の仕方など）
- * 使用する用具の提案（鉛筆、ノート、定規、コンパス、リコーダーなど）
- * スクールカウンセラーにつなぐ

※ 授業のユニバーサルデザイン化を進める上でも、通常の学級との関わりは大切なものとなります。

② 特別支援学級との関わり

学習の困難さや対人関係・社会性に関する難しさのある児童生徒が通う特別支援学級からの相談も非常に多いです。

- * 教室環境の見直しやソーシャルスキルトレーニングの内容紹介などのアドバイスや協力
- * 市町村教育支援委員会への相談準備
- * 特別支援学校の教育相談への橋渡し役

多岐にわたる連携の中でも、次の例は、学習の場の見直しに至った例です。

【特別支援学級と連携して、学習の場を見直した例】

【特別支援学級の担任】より

- * 学習に落ち着いて取り組めるようになってきた。
- * 対人関係での問題がなくなった。
- * 保護者も原学級での学習を希望している。

【授業参観】をしてみると

- * 学習内容の定着には苦勞しているが、落ち着いて一斉授業に入れるようになっている。
- * 休み時間に友だちと仲良く遊んだり、係活動をしたりしている。

【保護者との懇談】を実施

- * 本人の困難さを再確認する。
- * 特別支援学級での支援を減らす。
- * 市町村教育支援委員会に相談する。
- * 今後の支援を検討していくために、医療機関の受診は継続する。

- * 原学級での学習支援方法を検討するために、通級担当が使用する教科書やテストでのルビ振りを試験的に実施。

- * LDの診断を受け、電子辞書の活用を提案される。

市町村教育支援委員会へ相談した結果、「LDの診断があり、原学級での活動にも困難さが減っている」ので「通級による指導が望ましい」という判断となった。その後、支援会議を継続しながら、通級指導教室での支援に移行していった。

支援としてのルビ振りは容易ではない。そこで、デイジー教科書の申請をし、家庭学習の中で必要部分のルビ振りを自分でするようにした。

(4) 特別支援教育コーディネーター及び校内委員会との関わり

① 特別支援教育コーディネーターの役割（学校の教育活動全体を把握する）

- 特別支援教育を推進すること
- 児童生徒の実態を把握すること
- 関係者と連絡調整すること
- 保護者の相談の窓口として相談支援を行うこと
- 校内体制を構築すること
- 教育的支援の充実を図ること

② 通級担当の役割（専門性を生かす）

専門性を生かして、担当児童の一部分に目を向けるだけでなく、校内で気になる子ども（支援を必要としている子ども）一人一人の実態把握や各種の指導計画の作成への協力、学級担任の指導・支援の具体的な助言などを行います。さらに学級担任と日常的な情報交換により日々の状況変化を把握することが通級担当の役割であると言えるでしょう。その役割を計画的に実施できる校内の体制づくりとその運用（通級担当が校内の特別支援教育を推進できるような体制を整えること）は特別支援教育コーディネーターが行います。

③ 校内委員会の役割

校内委員会は、支援の必要な児童生徒を早期に把握し、具体的な支援のあり方、保護者や外部機関との連携を推進するための中心的な役割を果たします。その中で、通級担当は、通級指導教室で重点的に取り組んでいることや、個に応じた支援の方法を説明し、校内委員会内で共通理解を図るようにします。校内委員会で話し合われた内容は、様々な機会を通して全職員で共通理解できるようにします。

ア 支援の必要な児童生徒の早期発見

イ 支援の必要な児童生徒の早期対応（実態把握、支援の具体化）

ウ 個別の指導計画の作成（校内関係者の連携）

エ 個別の教育支援計画の作成（保護者、外部機関との連携）

オ 校内研修の実施

カ 外部機関利用の検討

